

工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、工事請負契約書別添の工事請負契約約款（以下「約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び工事請負契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(下請負人の制限)

第2条 受注者は当該工事が一般競争入札により契約を締結した工事の場合は入札参加資格の確認を受けた者、又は指名競争入札により契約を締結した工事の場合は入札参加者として指名を受けた者に下請負をさせてはならない。

(下請負代金額の制限)

第3条 受注者は一者と下請負代金額（下請負契約を複数回締結した場合はその総額）が請負代金額（変更契約を締結したものについては変更後の請負代金額）の2分の1を超える下請負契約を締結してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第4条 約款第10条第1項の規定により工事現場に設置される者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に規定する者（第1号を除く。）で次に定めるものとする。

- (1) 現場代理人 受注者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者（受注者が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていないもの
 - (2) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。） 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていないもの。ただし、同項の規定による専任の主任技術者等として配置される場合にあつては、常時雇用者で他の工事の現場代理人、主任技術者等又は専門技術者として配置されていないもの
 - (3) 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていないもの
- 2 当該工事が随意契約により契約を締結した工事で建設業法施行令（昭和31年建設省令第273号）第27条第2項の規定に該当するものであるときその他発注者が特に認めたときは、前項の規定によらないことができるものとする。
- 3 主任技術者等又は専門技術者は、一般競争入札又は指名競争入札を行った工事で当該入札の公告において一定の施工実績又は資格を求めたものについては、当該施工実績又は資格を有する者でなければならない。

(現場代理人等の通知)

第5条 約款第10条第1項の規定による通知について設計図書に特段の定めがないときは、受注者は契約を締結した日（変更にあつては、当該変更をした日）から7日以内に、当該通知を発注者に対し行うものとする。

(前金払)

第6条 約款第34条の前払金の支払いの対象とすることができる工事は、原則として1件の請負金額が130万円以上のものとする。